

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	鞍坪排水機場・鳴瀬堰操作点検業務委託
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長 佐藤 伸吾 ○国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 ○宮城県石巻市蛇田字新下沼 80
契約締結日	平成31年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	東松島市長 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	9,847,848円
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別添のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

業務の名称：鞍坪排水機場・鳴瀬堰操作点検業務委託

契約の相手方：東松島市長 湿美 巍

(宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 電話 0225-82-1111)

理由： 本業務は、東松島市西福田地内に設置されている河川管理施設で、本川洪水時に支川への逆流を防止する鞍坪排水樋門及びそのゲート操作に伴う内水排除を行う鞍坪排水機場の操作点検を実施するものである。

また、鳴瀬川河口部に設置された塩水遡上を防止する鳴瀬堰の操作点検を実施するものである。

本業務の実施にあたって、排水機場については、本川と支川との河川特性、沿川の地形、家屋等資産の分布状況、過去の浸水実績などの現地状況、現地特性を熟知していることが必要であり、鳴瀬堰については、関係利水者との高度な調整を必要とする。

上記契約の相手方は、これらについて十分な情報を有し、詳細を熟知していると共に、洪水などの災害時には、排水機場の操作も含め、一帯全域の防災・減災のための体制を確立し、対応にあたることを責務としており、本業務を迅速かつ適切に実施できる相手である。

なお、鞍坪排水機場は昭和52年4月以降、当時の地元市町村と操作委託を実施している河川管理施設であり、鳴瀬堰は堰供用開始である平成元年4月以降、当時の地元市町村と操作委託を実施している河川管理施設である。

よって、昭和48年5月17日付け建設省水政課長・治水課長名による「排水機場の直轄管理及びこれに伴う河川区域の取扱いについて」の通知に基づき、本業務を東松島市に委託するものである。

以上の理由により、本業務は上記契約の相手方と契約を締結しなければ、業務の目的を達することができない。

よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記契約の相手方と随意契約を行うものである。